

## 初診時選定療養費の徴収について

初診時選定療養費は、医療機関の役割分担・業務連携の推進や、病院勤務医の負担軽減を目的として厚生労働省が定めた保険外併用療養費制度の「選定療養」の一つです。

地域の医院や診療所で治療できるケガや病気でも大きな病院を受診する人が多く、その結果、大きな病院の負担が集中したり、大きな病院でしか治療が難しい病気やケガをした人の治療が遅れたりすることが問題視され、こうした状況下、限られた医療資源を有効活用し適正な医療を効率的に提供することを目的として、1994年の医療法改正で「初期の治療は地域の医院・診療所で、高度・専門医療は200床以上の病院で行う」という医療機関の役割分担（機能分担）が推進され、医療機関等の紹介状を持たずに病床200床以上の病院を受診する場合、病院に選定療養費を支払うことと定められました。

紹介状は無くても受診できますが、医療機関等の紹介状を持たずに当院を受診する場合、若しくは以前から当院を受診されている方も、初診の診断であれば、別途3,300円がかかります。（乳幼児医療費助成制度を利用していても全額自己負担する必要があります。）

令和6年4月

国立病院機構 下志津病院 院長